

地域優良賃貸住宅制度の概要

1. 目的

高齢者世帯、障害者世帯、新婚・子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。〔地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号)〕

2. 制度概要

① 入居対象

下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%(月収38.7万円)以下の者
高齢者世帯、障害者等世帯、新婚世帯、子育て世帯、
地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者 等

② 整備に対する国の支援

- ・事業主体が民間事業者等の場合
⇒地方公共団体が助成する費用(住宅の建設・買取費の1/6等)の原則 50%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
⇒住宅の整備費の原則 50%

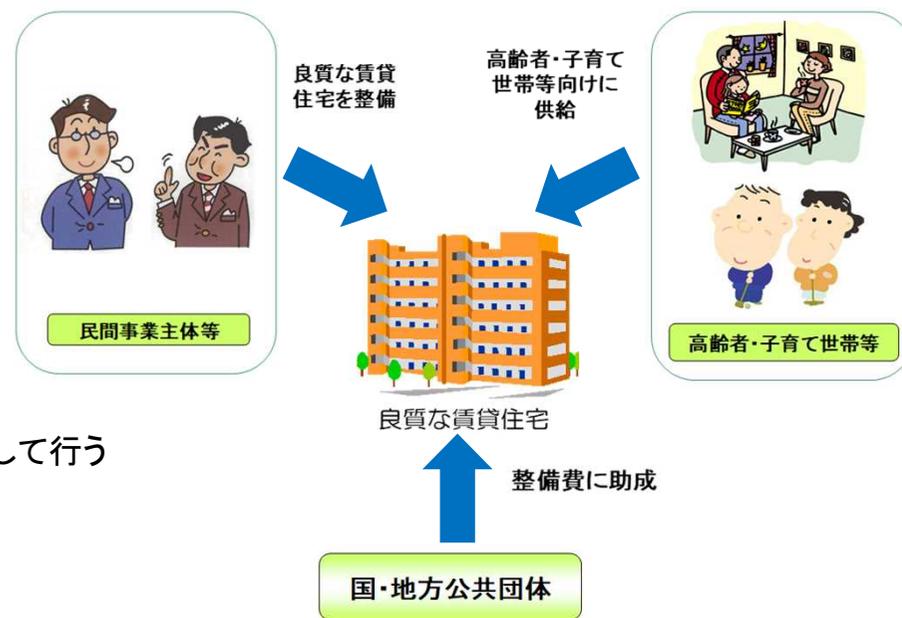
③ 家賃低廉化に対する国の支援

下記の者が入居する地域優良賃貸住宅を対象に、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化助成に要する費用(上限:4万円/月・世帯※)の原則 50%

※ ただし、公営住宅並み家賃への引下げに対応した額を限度とする

- 収入分位 0~25%(月収15.8万円以下)の世帯
- 収入分位 0~40%(月収21.4万円以下)である次の世帯
高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯 等

- 収入分位 0~50%(月収25.9万円以下)である新婚・子育て世帯
(R8.3.31までに家賃低廉化の適用が開始される世帯を対象とする時限措置)



< 制度イメージ (事業主体が民間事業者等の場合) >

3. 整備実績 (令和3年度末)

一般型(特優賃等) ……	48,035戸
高齢者型(高優賃等) ……	39,411戸

※ 前身の制度により整備されたものを含む。

※ 地域優良賃貸住宅は、平成22年度以前においては、入居者の属性に応じて、それぞれ「一般型」と「高齢者型」として運用されてきたため、左記の実績値は従前の分類に従って計上している。